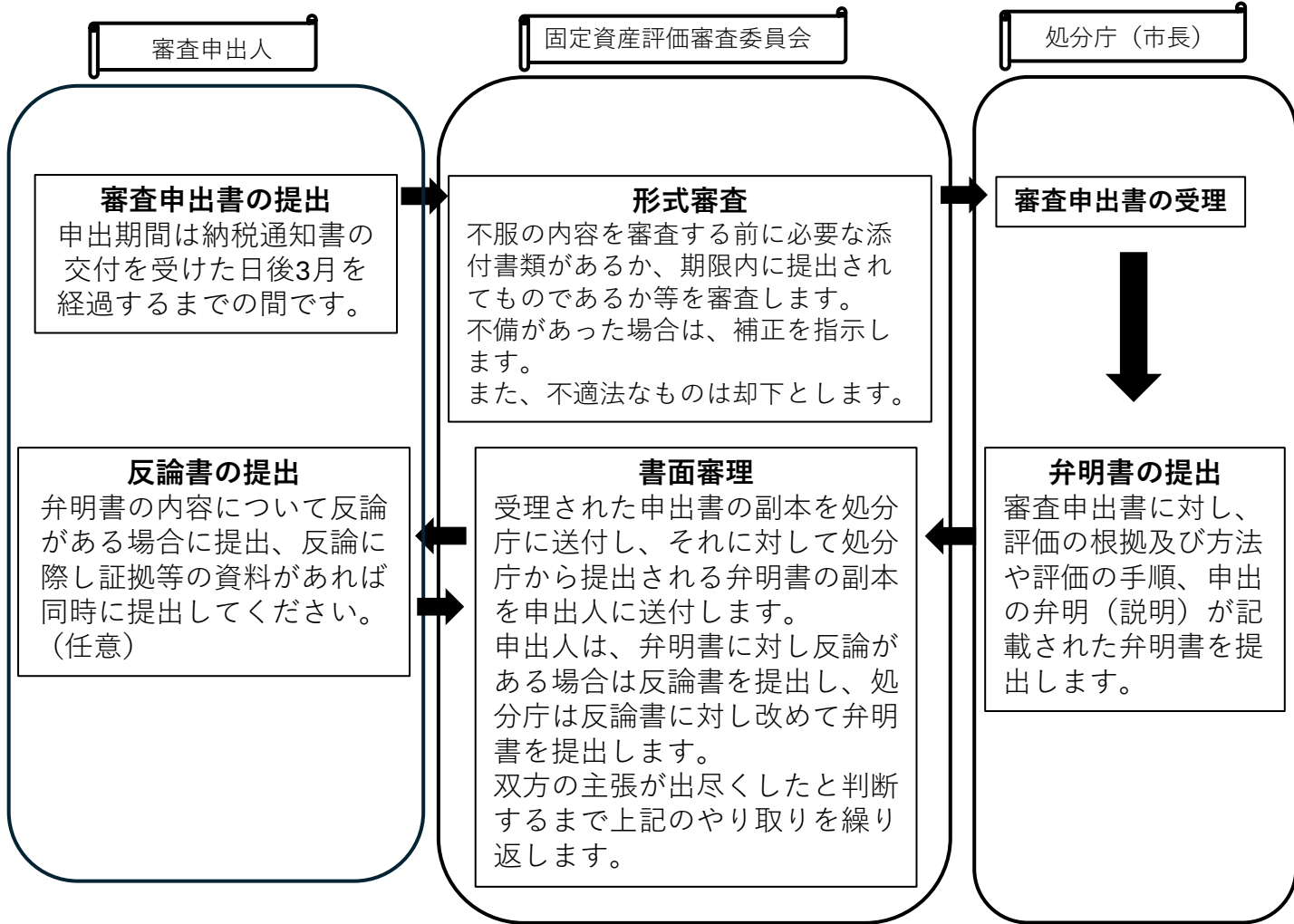


審査の流れ



口頭意見陳述 (申出人の希望があれば実施)

申出書で希望していた場合、固定資産評価審査委員会に口頭で意見を述べるすることができます。口頭意見陳述は、審査申出理由の補足説明や文章で表現しにくいことなどの意見を口頭で主張するものであり、この場で議論を重ねて結論を出すという機会ではなく、審査委員や処分庁に対する質問や意見を求める場ではないのでご注意ください。

実地調査 (審査委員会が必要と認めた場合に実施)

審査委員による現地確認を行います。なお、申出人は立ち会いを希望できます。

審査の決定

審査委員会は上記の審理手続きを経て、審査申出にかかる事案の適正な価格(評価額)の適否を判断します。決定には、申出が審査の対象とならない「却下」、申出が認められない「棄却」、申出が認められる「認容」の3種類があり、審査が決定した日から10日以内に通知します。また、その決定に不服があるときは、決定があったことを知った日から6ヶ月以内であれば、審査結果の取消しを求めて訴訟を提起することができます。